

# 公共工事の諸課題に関する意見交換会 (新潟県)

日 時：2024年2月8日(木) 10:30～

場 所：白山会館 1階 「芙蓉」

## 【新潟県出席者】

土木部	副部長(監理課長)	佐藤	健一	
土木部	参事(技術管理課長)	江部	俊浩	
土木部	監理課企画調整室長	吉田	尚志	
土木部	監理課建設業室長	逸見	和樹	
土木部	技術管理課参事(課長補佐)	野神	直人	(敬称略)



## 【挨拶】

(日本建設業連合会：木村支部長)

日建連北陸支部長の木村でございます。本日は、意見交換会の開会に当たりまして、年度末を控えた大変お忙しい中、佐藤 副部長様をはじめ、土木部幹部の皆様にご出席を賜り、誠に有難うございます。

また、平素より支部活動に格別のご支援ご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

ご承知のように、11月29日に2023年度補正予算が成立し、『防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保』のための予算が計上されたところです。また、12月22日には2024年度政府予算案が閣議決定され、補正予算と併せて『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』が進められることとなっております。私ども建設業界といたしましては切れ目のない公共事業執行を行っていただく上でも、来年度当初予算の年度内成立を期待しているところです。

新潟県様におかれましては、引き続き、防災・減災、国土強靱化のための加速化対策を含め、安定的かつ持続的な公共事業予算の確保・拡大にご尽力いただきますようお願いいたします。

1月1日の「令和6年能登半島地震」により、石川県能登地方をはじめ、新潟県においても土砂災害による国道8号線通行止や、液状化現象による住宅への甚大な被害が発生したところです。また、過去においては新潟地震、中越地震、新潟・福島豪雨、令和4年8月の県北地域での豪雨災害など、大きな自然災害に見舞われております。新潟県民の皆様が安全で安心して生活ができる社会の基盤整備と災害に強い地域づくりを推進していただきますよう強くお願いいたしますとともに、我々建設業界といたしましても、激甚化・頻発化する気象災害への対応や県民の暮らしと経済を支える社会基盤の整備、維持・管理に資する事業活動を通しまして、力を尽くす所存でございます。

新潟県様の公共工事発注につきましては、週休二日取得モデル工事、施工時期の平準化、ICT活用工事や遠隔臨場の試行など現場の生産性向上につながる施策に取り組んでいただいているところであり、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

私ども日建連におきましても、政府による積極的な施策のもと、建設事業の着実な遂行に加え、「働き方改革」と「生産性向上」を強力に推進し、担い手の世代交代に確固たる道筋をつけるため、「週休二日の実現」と「建設キャリアアップシステムの普及・推進」に業界の命運をかけて取り組んでいるところでございます。

週休二日の推進につきましては、「週休二日実現行動計画」を定めて取り組んでまいりましたが、まだまだ、様々な課題があると感じております。

今後は2024年度から建設業にも適用される時間外労働の上限規制の適用に向けて、更なる取組みの強化により、建設現場の週休二日実現を目指して取り組んでまいります。

新潟県様におかれましても、週休二日取得モデル工事の発注やそれらのフォローアップを通じた取組みもいただいているところであり、引き続き、一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

建設キャリアアップシステムにつきましては、建設技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備することで、将来にわたって建設業の担い手を確保することを目的としております。引き続き、建設キャリアアップシステムの普及・推進に向けて一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

本日は、あらかじめ提出させていただきました幾つかの課題につきまして、意見を述べさせていただきます、意義のある意見交換会とさせていただきたいと思っております。

はなはだ簡単ではございますが、開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。



(新潟県土木部：佐藤副部長)

日本建設業連合会北陸支部の皆様には、日頃から、本県の土木行政の推進にご理解・ご協力をいただくとともに、県内建設業の発展にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、この度の能登半島地震で甚大な被害に見舞われた地域の道路啓開作業や、河川の土砂撤去作業など、皆様の昼夜を問わない緊急対応に敬意を表しますとともに、生活基盤である社会資本の整備や維持管理など、県民生活を支えていただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

能登半島地震に関しては、新潟県内でも多数の被害が発生しております。先月23日には、花角知事が新潟市長とともに齋藤・国土交通大臣と面会し、「公共インフラ施設や公共施設の早期復旧」、「宅地の液状化等による被害に対する支援」などについて緊急要望を行いました。

また、「防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進」として、国土強靱化対策予算の確保とともに、国土強靱化実施中期計画の早期策定等についても併せて要望を行ったところです。

県では、現在、令和6年度当初予算編成の最終調整を行っているところであり、昨年11月に成立した国の令和5年度補正予算と一体として、今月19日に開会する県議会2月定例会に提案することとしております。

県の財政状況が非常に厳しい中ではありますが、地方財政措置の手厚い有利な県債を積極的に活用するなどにより、引き続き、防災・減災対策や、インフラ老朽化対策、災害に強い道路ネットワーク整備などに取り組んでいくこととしております。

また、建設産業は、社会資本整備を円滑に進め、地域の安全と安心を担うなど、持続可能な社会づくりに貢献する重要な産業であります。

県では「第四次・新潟県建設産業活性化プラン」に基づき、建設産業がその役割をしっかりと果たせるよう、持続的な経営基盤の確保はもとより、喫緊の課題である将来の担い手確保に向け、就業環境の向上や、ICTの活用による生産性の向上などの取組を引き続き推進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、本日は、建設業界における休日の確保や、生産性の向上など様々なテーマが提案されております。本日の意見交換会が有意義なものとなりますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

#### ■中長期的な公共事業予算の確保

(日本建設業連合会北陸支部)

昨年12月22日には2024年度の政府予算案が閣議決定されたところです。公共事業費では、令和3年度から令和7年度までの5年間で、追加的に必要となる事業規模を政府全体で概ね15兆円を目途として、重点的かつ集中的に対策を講ずることとし、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が進められております。

今年度補正予算及び24年度当初予算が新潟県内の一層の社会資本整備に向けたものとなりますよう、今年度内に成立し、新年度早々に執行できますよう期待しているところです。

また、その後の中期計画を定める「国土強靱化基本法」も改正されたところですが、「防災・減災、国土強靱化」の取組みは、未だ道半ばであり、早期に実施計画が策定されるとともに、「5か年加速化対策」を上回る予算額が確保されますよう期待しているところです。先般の令和6年能登半島地震での被害状況を見ても、強靱化を図るべき道路・河川・給水・給電・通信設備等の社会資本が多く残っていることが認識されましたので、災害が起こる前の国土強靱化の加速をお願いします。

建設業界はコロナ禍を原因とするサプライチェーンの分断や、ウクライナ情勢の影響などに伴う資源価格の高騰と供給制約も加わり、厳しい経済情勢に直面しているところです。こうした中においても、デジタルトランスフォーメーション(DX)の普及やカーボンニュートラルの実現など、経済構造や環境対策の世界的な変化に的確に対応して、経済の好循環を加速・拡大させるためには、社会資本の戦略的な整備が不可欠であります。

私どもの建設業界におきましても、建設事業の着実な遂行に加え、「働き方改革」と「生産性向上」を強力に推進しております。

日建連では、引き続き「週休二日の実現」と「建設キャリアアップシステムの普及・推進」に取り組んでいるところです。我が国が少子高齢化社会を迎えている中で、特に建設業界の担い手確保に向けては、日建連の「週休二日実現行動計画」を踏まえて、4週8閉所を実現

するよう、不転の決意で取り組んでおります。目標の達成までには様々な課題が残されておりますが、2024年度から建設業にも適用される時間外労働の上限規制への適合に向けて、新潟県様におかれましても、引き続き、現場における週休二日の取り組みに一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

北陸地域経済の活性化と雇用を支える基幹産業として建設業が担う役割は大変大きいところがございます。厳しい財政状況の中でも、魅力ある建設業を発信できるよう、県民の安全・安心のための大規模災害等に備えた対策や将来に向けたインフラ整備を着実に推進していただきますよう、中長期的な計画に基づき安定的かつ持続的な公共事業予算の確保をお願いいたします。

#### (新潟県)

県では、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の実現に向けて、近年、頻発化・激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守る防災・減災対策やインフラ施設の老朽化対策のほか、更なる拠点性の向上に向けた交通ネットワークの整備などを着実に進める必要があると考えております。

防災・減災、国土強靱化の取組につきましては、能登半島地震により県内でも多数の被害が発生しており、1月23日に知事が新潟市長とともに齋藤国土交通大臣と面会し、「公共インフラ施設や公共施設の早期復旧等」「宅地の液状化等による被害に対する支援」に加え「防災・減災国土強靱化対策の着実な推進」などについて緊急要望を行いました。また、国土強靱化対策については予算の確保とともに、国土強靱化実施中期計画の早期策定等についても要望いたしました。

現在、県の投資的経費については、「公債費負担適正化計画」のもと、実負担額により管理するなど厳しい状況が続いておりますが、そのような中でも5か年加速化対策などの地方財政措置の有利な財源を最大限活用しながら、引き続き事業量の確保に努めてまいります。

また、建設産業は、除雪や災害対応など地域の安全・安心の確保や社会資本の整備などを担うとともに、地域の経済と雇用を支える重要な役割を果たしていると認識しており、建設産業がその役割を果たせるよう持続的な経営基盤の確保、担い手の確保に向け引き続き取り組んでまいります。

併せて、将来の担い手確保は県内建設業の喫緊の課題であり、県としては、令和3年度からスタートした「第四次・新潟県建設産業活性化プラン」に基づき、週休2日制の普及による働き方改革の実現や、ICT活用工事の拡大・バックオフィスDXの推進などによ

**る生産性の向上に取り組み、これによって担い手確保につながる好循環を生み出してまいりたいと考えております。**

(日本建設業連合会北陸支部)

日建連としても現在、能登半島地震の復旧工事に累計で14社で約50か所の復旧を行っているところです。そういった中で感じるのは、今回の地震は2,000年か3,000年に1回は起こると言われている方もいますが、なかなか、3,000年前の地震の知見を得るのは難しいと思っています。日本のどこでも起き得る可能性があることを深く認識したところであり、平時から、同じような激甚災害が起こるということを常に頭に置いてやっていかなければいけないと思ったところです。

国においても「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算がついているという認識はありますが、着実に進めなければいけないし、我々建設業もしっかり対応できる体制が必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**(新潟県)**

**我々新潟県としても、国土強靱化対策に取り組んできましたが、まだまだやるべきことはたくさんあると考えておりますので、引き続きしっかり取り組んでまいります。**



#### ■ 工事施工の円滑化・設計変更手続き

(日本建設業連合会北陸支部)

工事施工の円滑化4点セット「条件明示の手引き」、「設計図書の照査ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン」、「設計変更ガイドライン」および「工事施工の円滑化に関する各種部会」の活用状況について、昨年度と同様に日建連北陸支部会員で、県発注工事施工中の各社にアンケートを実施しました。12工事(昨年度16工事)からの回答があり、その結果を次のとおり報告します。また、アンケート結果を反映した要望事項・見解を取り纏めましたので、あわせてご確認ください。

[工事施工の円滑化について]

1) 円滑化4点セットのうち、「設計図書の照査ガイドライン」および「工事一時中止に係

るガイドライン」については昨年度と同様に8割以上の工事で『周知・活用ともあり』との回答でした。「設計変更ガイドライン」では昨年度に比べ若干低下しましたが、約7割の工事から『周知・活用ともあり』との回答でした。

4点セットは工事施工の円滑化にとって必要不可欠なものと認識しています。引き続きの活用推進をお願いします。

2)発注者、設計者および受注者による「設計審査・施工条件検討部会」、「施工条件確認部会」、「照査結果検討部会」、「工事・事業情報共有部会」、「工程調整部会」、「設計変更等検討部会」について、同様趣旨の会議の開催状況や頻度を昨年度と同様に調査しました。いずれの部会とも『開催あり』の工事の割合は昨年度調査と同レベルであり、今年度調査では12工事中6工事以下となっています。

各部会を通して、事業や工事の課題を三者間で検討、協議を具体的に深化させることによって円滑な工事進捗が得られるものと認識しています。特に、来年度からは時間外労働の上限規制適用が始まることから、工程進捗をはじめとした影響が生じる可能性が想定されます。各部会の開催割合は5割以下でしたが、課題に対する最良の解決策が導かれるよう、部会の活用を一層促進いただきますようよろしくお願いします。

〔設計変更について〕

1)「現地・施工条件の明示」では、ほぼ半数の工事から『明示が不十分』との回答があり昨年度調査（約3割）に比べ上昇しています。

土木工事では自然条件や社会的条件等の特殊性が避けられず、当初積算時の前提条件の明示は不可欠です。一部には「現地条件に合わせた設計変更が多い」との自由意見も出されていますが、円滑な工事施工のために条件明示の明確化にご配慮をお願いします。

2)「設計変更の書面での指示」については、12工事中7工事では『書面での指示』となっています（『口頭での指示』は2工事）。また、3件の工事からは『概算金額が提示』されていました（昨年度調査では4工事）。

変更指示書発出時の概算金額の提示まで考慮いただいている実態は、受注者としても非常に好ましい状況です。本取組みが制度化され、一層の浸透が図られるよう要望します。

3)「工事・請負金額の変更協議」では、昨年度調査ではほぼ全ての工事から『十分に実施された』との回答でしたが、本年度は7割の工事となっており、その割合が減少しました。

残念ながら1件の工事では『協議が一方的であった』との回答となっています。引き続き、設計変更の際の甲乙間の対等な協議にご配慮をお願いします。

4)「設計図書の訂正・変更」では『発注者が訂正・変更』もしくは『有償での訂正・変更を

指示された』との回答が半数でした。2工事からは『無償での訂正・変更指示』との回答でした（昨年度4工事）。

『無償での訂正・変更指示』との回答は昨年度に比べ減少しましたが、設計図書の作成は発注者の所掌範囲と認識しますので、関係部署および監督職員へのご指導を引き続きよろしくをお願いします。

5)「スライド条項の適用」は、『適用があった』工事が調査12工事中5件、『条件を満たさなかった』工事が同じく4件あり、『適用を要請したが断られた』との回答はありませんでした。

建設資材物価指数の変動は一時的に安定傾向を示しましたが、再度高騰の傾向に転じています。労務や資機材の調達に窮している現状はご理解頂いているものと考えていますが、引き続き、スライド条項の適正でタイムリーな適用をお願いします。

〔適切な工期設定について〕

- 1) 『標準工程が開示』との回答の割合は、昨年度の約7割から本年度は5割に減少しました。また、『施工方法が現場条件と不整合』との回答が調査12工事中5工事から示されています。
- 2) これに対して、『工期変更が適切に行われた』、もしくは『工期変更の協議中』との回答であり、『工期変更が適切に行われなかった』との回答はゼロでした。
- 3) 工期設定が適切でなかった要因としては、『実施設計の遅延』、『設計工期がそもそも厳しい』や『歩掛が適切でない』あるいは『無理なセット数の機械配置』といった設計計画段階のものが複数件ありました。また、『追加工事の未考慮』や『現地条件の不整合』そして『変更協議に時間を要した』といった工事着手後の遅延要因に関する回答もありました。
- 4) また、工事の一時中止について『協議し一時中止に至った』と『協議したが一次中止に至らなかった』が12工事中、同数の3件から回答されました。

標準工程の開示、適切な工期変更協議は浸透していますが、標準工程の設定内容において工程算出根拠の不備や現場条件との不整合があるとの意見もあります。工期設定における、設計業務の進捗、現場条件や対外協議状況等の適切な反映にご配慮をお願いします。

また、様々な現場条件から工事施工が制約を受けざるを得ないことは理解しておりますが、昨今の労務のひっ迫や資材高騰を考慮すると、建設資源をより効率的に活用すべきものと考えます。工事着手後の受注者の責に帰さない事象の発生時には、一時中止指示の適切な発出を、引き続きよろしくお願いします。

**(新潟県)**

**円滑化4点セットはすべて作成済みであり、新潟県土木部発注工事では全てに適用して**

おります。なお、設計図書の「設計図書の照査、変更及び工事一時中止に係る特記仕様書」にて各種ガイドラインの活用を明示しており、条件明示に関しては設計図書の施工条件総括表を活用することで対応しております。

本県では積算、工事監督を一括して同一の職員が行っていることから部会は設けていませんが、受注者、発注者、設計者による三者会議については、工事の円滑化に向け必要に応じ開催してまいります。なお、受発注者どちらからの発議でも実施が可能です。

本県では設計書の特記仕様書の施工条件総括表により、条件明示しております。また、標準仕様書では条件明示が不明確な場合には、照査結果として提出いただくこととなっております。

積算金額の提示については、概算変更額通知制度を試行しており、所属長が必要と認めたときに概算変更額通知書を受注者に送付することとなっておりますので御協議願います。

変更協議に関しては、設計図書の「設計図書の照査、変更及び工事一時中止に係る特記仕様書」にて、各種ガイドラインの適用を契約事項として対応しております。また、設計変更ガイドラインに基づき、「設計図書の照査」の範囲を超えるものに関しては、発注者の責務、または発注者側での費用負担が必要となります。個別の事案で不都合があれば、発注所属の副部長等が相談窓口となっておりますので御協議願います。

新潟県では、建設工事請負基準約款においてスライド条項（全体スライド条項、単品スライド条項、インフレスライド条項）を定め運用しております。令和4年からは、実際の購入金額を反映した請負代金の算定も可能とする単品スライドの新運用と物価水準の変動によるインフレスライドの運用を適用するなど、資材高騰に対応できるよう、スライド条項の適切な運用を実施しております。

新潟県土木部発注工事の工期については、工種と直接工事費より定めた標準工事日数にて設定しています。ただし、大規模工事等これによりがたい場合は、ネットワーク等により個別に算定することとしております。この他、工程上支障となる条件がある工事は、発注時から条件明示することとしております。また、工事の中止につきましては、「工事一時中止に係るガイドライン」に基づき、適切に対応してまいります。

（日本建設業連合会北陸支部）

受発注者間のコミュニケーションは確かに重要だと思います。また、週休二日制がかなり浸透してきた状況にはありますが、担い手確保の観点からしても、単に週休二日ということではなく、土日祝祭日も含めた休日の確保が前提になってくると思います。往々にして、祝日に仕事をしないと工期が間に合わないというような現状もありますので、そういった場合

でも臨機応変な工期設定の変更をお願いしたいと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

#### **(新潟県)**

**この4月から労働時間の上限規制が運用されることとなりますので、新潟県としてもしっかりと対応していきたいと思っております。**

#### **■適正な工期設定と休日確保**

(日本建設業連合会北陸支部)

建設業における「働き方改革」、「ワークライフバランスの充実」に向けた(時間外)労働時間の短縮は、「新4Kの魅力溢れる建設業」、「担い手確保」のための喫緊の課題となっています。また、2024年度から建設業にも適用される時間外労働の上限規制への適合が求められている中、工期の適正化の確保が急務となっている状況です。そういった中であっても建設業界においては、週休二日の実現に向けて解決すべき様々な課題があります。若者が職業を選択するうえで、建設業が他産業に比べて劣る要因の1つに休日の少なさが挙げられています。新潟県発注工事(2億円以上)に関するアンケート調査結果においては、アンケート件数が16件と少ないものの、作業所閉所日を4週4閉所としている作業所が約**27%**(昨年13%、一昨年0%)で、4週8閉所の作業所閉所日が達成できている作業所は約**40%**(昨年38%、一昨年38%)となっています。4週8閉所以上が出来ていない主な理由としては、「発注時の工程が厳しいため」、「設計変更に伴う工期変更が行われなかったため」、「気象の影響を受ける工事のため」等の意見があげられています。引き続き、気象条件等を見込んだ工期設定や設計変更に伴う適切な工期変更をお願いいたします。

週休二日の確保を含む適切な工期設定は、若者の就労定着化に必要な不可欠となるものと思っています。2020年10月1日に改正建設業法が施行され、官民工事を問わず、著しく短い工期による契約締結が禁止されました。また、当該改正に実効性をもたせた「工期に関する基準」が中央建設業審議会により策定されたところです。建設工事における適正な工期設定について、より一層明確になったものと思っていますので、現地監督員への周知徹底をお願いいたします。適正な工期設定で発注していただくとともに、工事内容の追加等があった場合は、工期の変更について受発注者間の円滑かつ適切に協議が行えるように、引き続き、よろしくご指導をお願いいたします。

また、設計当初の適正な工期設定および建設労働者の休日確保に関する新潟県の取り組みの状況等をお伺いいたします。

#### **(新潟県)**

新潟県土木部発注工事の工期については、工種と直接工事費より定めた標準工事日数にて設定しています。ただし、大規模工事等これによりがたい場合は、ネットワーク等により個別に算定することとしております。この他、工程上支障となる条件がある工事は、発注時から条件明示することとしております。なお、工期変更につきましては、必要により受発注者間で協議願います。

建設労働者の休日確保については、県としても将来の担い手確保の観点から、処遇改善として必要なことと考えております。新潟県では週休2日取得促進の取組として、平成29年1月から「週休2日取得モデル工事」の試行を「現場閉所型」で開始しており、令和5年4月からは、「発注者指定型」の対象工事を原則、入札を実施する全ての土木工事に拡大し、積極的な施策の推進に努めております。

(日本建設業連合会北陸支部)

土木部発注の工事におきましては、我々が受注させていただいている新しい案件等についても、4週8閉所が前提の工事が標準的になってきているという実感を受けています。

時間外労働の上限規制がこの4月から実施されることから、それに向かって前年度からやってみようということで弊社としても取り組みを進め、実際にやっていけるのかどうかを検証していますが、現状としては、特に土木職員の場合は現場においても達成できているということを実現しています。

しかし、建築の民間工事におきましては、どうしても発注者様のご要望等もあり、工期の設定が厳しいということがあり、達成できていないのが現状です。

4月以降の上限規制の適用に向けて頑張っていますが、どうしても工期に間に合わせなくてはいけないということがあり、両立させることに非常に難しい問題を抱えています。

また、先程も話がありましたが、今回の様な災害対応が起こると、休日どころか休みもなく、「24時間働けますか」といった状況で対応しているということが現実としてあります。平時においては、できる限り週休二日、4週8閉所として、若者に建設業界への就職を希望してもらうように、我々も心がけて頑張っていきますので、発注のご支援を今後ともよろしくお願いいたします。

(新潟県)

新潟県としても同様に考えていますので、ぜひ、官民が協力し、進めさせていただきたいと思っております。

#### ■建設現場の生産性向上

(日本建設業連合会北陸支部)

日建連では、生産性の向上を建設技能者減少への対応とともに、働き方改革を加速させるための重要な課題と位置づけています。

昨年度と同様に、日建連北陸支部会員各社へ建設現場における「生産性向上等への取り組み」についてアンケートを実施し、12件（昨年度16件）の工事から回答がありましたので、その結果の概要をご報告します。

#### 1)各工事で取り組まれている生産性向上対策

生産性向上対策は、タブレット端末・電子黒板・施工管理ソフトが約60%と多くの工事で利用されており、全体的な傾向として昨年度と大きく変化していません。ただし、今年度は遠隔臨場の活用が2件（昨年度0件）の工事から報告されました。

遠隔臨場は、国土交通省や高速道路会社等で導入拡大が進み、現場業務の効率化に効果が高いと報告されています。新潟県については、工事担当課の通信環境整備や設計書への特記仕様書の添付により活用が進みつつありますが、十分な展開に至っていないと思われますので、効果が期待できる現場への全面的な導入に向けて活用啓発をお願いします。

その他、自由意見にはプレキャスト製品に関することが記載されており、積雪寒冷地である新潟県の施工条件を踏まえ、現場としても工期短縮、省人化、安全性確保等の効果が高く、生産性向上に大きく寄与するものと期待されています。

新潟県においては、北陸地方整備局の「北陸地方のプレキャストコンクリート製品活用事例」や「構造形式選定における評価指標」を参照に、経済性以外の効果を見極めていただき、設計段階から積極的にプレキャスト製品を採用するようご検討をお願いします。

#### 2)工事書類の簡素化・電子提出

工事書類の簡素化・電子提出は、「工事関係書類一覧表」や「工事書類作成マニュアル」によって提出書類の明確化、簡素化が進捗していると考えています。

しかしながら、簡素化・電子化が進んでいないとの回答が約40%の工事でありました。これは、工事書類作成マニュアルや工事成績評定における工事書類簡素化の評価が的確に理解されていないことが一因と思われます。北陸地方整備局では受発注者が参加する「生産性向上等説明会」を毎年開催し、円滑な工事施工の確保・工事書類の簡素化について周知・理解を浸透させています。

新潟県においてもこのような受発注者が一堂に会する説明会を開催し、工事書類に関する各種取り組みが適切に運用されるよう、ご指導とご協力をお願いします。

#### （新潟県）

**令和3年度末までに機器の配備と通信環境を整備し、令和5年度より原則全ての工事について「遠隔臨場に関する特記仕様書」を発注時設計書に添付することにしました。特に移動時間が負担となる工事や構造物の立会頻度が多い工事などでは、積極的に遠隔臨場に取り組むことにしています。土木部発注工事での実施工事数は、令和4年度は94工事、令和5年度は第3四半期まで（4～12月）に188工事で遠隔臨場が活用され、働き方改革の一役を担っています。今後とも各種説明会等の機会をとらえて遠隔臨場の積極的な活用について周知してまいります。**

**プレキャスト製品の使用については、現場条件等を総合的に勘案し、現場打設との比較検討を行いながら対応しております。**

**工事書類の簡素化に関する周知については、毎年春に開催している「技術管理説明会」の中で引き続き行っています。**

(日本建設業連合会北陸支部)

遠隔臨場については、令和5年度で188工事で活用いただき、有難うございます。また、プレキャスト製品の採用、工事書類の簡素化というテーマにつきましては、私ども建設業にとっては2024年問題に対する効果に直結する内容となっています。プレキャスト製品については、現場打ちと比較すると高くなるかと思いますが、労働時間の抑制という意味では非常に効果があると思っています。

また、建設業は基本的には現場で物を見て、昼間は施工管理することが基本だと思っています。工事書類については上限規制の足かせになる部分があるので、簡素化あるいは電子提出を進めていただけると、残業時間の抑制に直結すると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

**(新潟県)**

**新潟県では工事書類作成マニュアルを作成しており、必要最低限の書類を作成していただくことで考えています。また、電子化についても、基本的には品質証明資料や建退共収納書を除くすべてを電子化の対象としているところです。**

**この場でなくても結構ですので、具体的にどのような書類を簡素化してもらいたいというご意見いただきたいと思います。**

#### ■建設キャリアアップシステムの活用状況

(日本建設業連合会北陸支部)

建設キャリアアップシステムの導入・活用状況についてのアンケート調査を行いました。調査結果の概要は次のとおりです。

- 1) 『カードリーダーを設置している』、『元請け事業者として事業者IDおよび施工体制まで登録』は調査12工事中半数の工事から回答がありました。一昨年度調査の20%から増加したものの、昨年度調査と同水準にとどまっています。
- 2) 協力会社の事業者IDの登録状況ですが、1次協力会社では64%(昨年度46%)、2次協力会社において48%(昨年度31%)、そして3次協力会社で35%(昨年度21%)となっています。いずれの回数においても登録率は上昇しています。

3) 技能者 I D 登録状況については、1 次協力会社 54% (昨年度 35%)、2 次協力会社 45% (昨年度 27%)、3 次協力会社 37% (昨年度 29%) であり、事業者 I D 登録と同様に、登録率の上昇が認められます。

4) 昨年 9 月を調査期間とした、技能者 I D 登録者のカードタッチ状況ですが、『タッチ率 70% 以上』との回答のあった工事は、調査 12 工事中 3 工事でした。

昨年度調査に比べ C C U S の普及・活用は進んでいる結果でしたが、北陸地整発注工事に比べると、各指標ともそれぞれ 10~30% 程度低迷しています。日建連では、「担い手確保と育成」や「建設技能者の処遇改善」といった観点から、システムの普及・推進に鋭意取り組んでいるところですが、一層の普及・推進のため、次の施策を提案しますので、ご検討、ご協力をお願いします。

- ・キャリアアップシステム導入モデル工事の試行と導入をお願いいたします。
- ・システム導入によるメリットの明確化と広報をお願いいたします。

#### (新潟県)

**今年度、地元建設関係団体の賛同があり、北陸地方整備局において国直轄 C ランク工事でのモデル工事の発注があったと聞いております。県としても、建設キャリアアップシステムの普及拡大に向けたインセンティブとして、次期 (R6・7 年度) 建設工事入札参加資格において、建設キャリアアップシステムの事業者登録を完了している場合、主観点 10 点を加点することとしております。また、モデル工事を含めた様々な施策について、他県などの状況を注視しております。一方、制度のメリットの明確化等につきましては、一層の普及推進に向け欠かせないものと認識しておりますが、全国的な施策であり、まずは国において一層取り組まれるよう、機会を捉えて要請したいと考えております。**

(日本建設業連合会北陸支部)

C C U S の普及は、難しいところもあると思いますが、協力会社の皆さんと話をする中では、若者の入職する数が非常に少なく、担い手の確保ということでは、建設業のイメージアップや見える化といったことがシステム的な制度としてきちんと運用されることによって、若者も入職しやすくなるという話もありました。イメージアップ的な観点からも、引き続き他の事例等も活用して普及していただけたらと思います。

また、時間外労働の上限規制がこの 4 月から適用されることとなることから、いかにして残業を減らすかということをごこういったシステムも上手に活用して省力化していくことが重要だと思います。元請、下請ともに普及に努力していきますので、新潟県様も引き続き普及にご協力いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

#### (新潟県)

**この2月末に国交省とCCUSについて意見交換する場もありますので、新潟県からも先ほど話をさせていただいたことについて、説明してまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。**

(日本建設業連合会北陸支部)

新潟県ではこれまでは、地元建設関係団体の賛同が得られていなかったということが現実だったと思います。CCUSの設計について、地方は多能工を養成しているケースが多く、工種別にキャリアを積み重ねることがそぐわないのではないかという意見があり、県の業者全体として普及への足並みが揃わなかったということがあると思います。協力会社の方々もあの会社に行けばCCUSが導入されているが、他の会社に行くと導入されていないということから、登録されている人、されていない人がまちまちになっているということが続いてきていました。結果的には、我社は新潟に拠点を持っていますが、日建連に所属しており、事業者登録率やタッチ数の目標をいただいていることにより、ここ数年で努力を重ねて、少しは数値がアップしてきました。それでも他社に比べると達成率が少ないという現状があるという状況です。他の都道府県、業者、建設関連団体では積極的に取り組んでこられていましたので、気が付いたら遅れている状況となっていたということが現実でした。今後は、協力会社も含めてCCUSへの登録が促進され、加速度的に進んでいくと思います。担い手確保の観点からもCCUSの普及、促進にご協力いただきますよう、お願いたします。

加えて、担い手確保については、土木・建築を勉強してもなかなか建設業に就職しないというミスマッチが起きています。入職しても3年で3割が辞めるという数字も出ていますが、まさにそういったことが現実となってきています。我々も協力業者も担い手確保に本当に困っており、入職してくる絶対数が本当に減っていると感じています。現在は人数はいますが、高齢化しており、去年のような猛暑の中では出来高も上がらないということも起きています。我々業界も高校生の職場体験を通して建設業、建設会社に触れていただく機会を増やしておりますが、そこをしっかりとやっていかなければ、高校生は大学生と違い、会社や業界をつなぐ媒体がないことから、建設業界や行政の皆様が協力して繋いでいくことが必要だと思っています。様々な産業で人材の取り合いになっていますので、建設業に入職してもらうことは難しくなっていると思っていますので、新潟県様におかれましてもご協力いただきたいと考えています。

(新潟県)

**担い手確保の話については、新潟県としても建設業界のイメージアップということが非常に大切になると考えています。また、来週には発表になると思いますが、令和6年度の県の予算の中でも、重点的に取り組んでいく方向でいます。イメージアップにつきましては県だ**

けではできませんので、業界の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ、ご協力をよろしくお願いいたしますと思っております。

(日本建設業連合会北陸支部)

10年前と比べればきつい、危険、汚いといった3Kという言葉はあまり聞かなくなりました。着実に進化しており、これを続ける必要があると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## ■新潟県からの情報提供

(新潟県)

それでは、新潟県からの報告事項として、令和6年能登半島地震における県内の被害状況などについて説明します。

まず、地震の概況等ですが、令和6年1月1日16時10分に発生しています。県内では、長岡市で震度6弱を観測するなど、県内の広い範囲で強い揺れが観測されています。人的被害や家屋被害、新潟市を中心に液状化現象による被害も発生しました。また、地震に伴い、県内の広い範囲で津波も観測されています。

配布している資料の「地震発生後のこれまでの対応」については、地震の発生直後から、県管理道路及び河川などの緊急点検を、新潟県建設業協会との災害支援協定に基づき、土木部関係の全19地域機関、延べ815班でパトロールを実施しております。パトロールによりまして被害概要を把握するとともに、道路の通行規制措置を講じるなど、的確に初動対応を行ったところです。

そのほか、土砂災害警戒区域の危険点検については、新潟県地質調査業協会の協力を得て、震度5強以上を観測した地域内の警戒区域、全4,037か所を対象に点検を実施しています。その結果、その時点で土砂災害による人的・人家被害及び今後の崩壊等のおそれがないことを確認しています。

県管理道路の規制状況については、道路決壊や陥没などを要因に、最大で9路線9か所で全面通行止めを行ったところです。2月5日現在、7路線7か所の通行止めを解除し、2路線2か所で引き続き全面通行止めを継続しているところです。

次に、「被災者に対する公営住宅の確保状況」ですが、県内の20市町村におきまして、全206戸の公営住宅を確保しました。その内、1月29日現在、9戸の入居希望があり、提供を行っております。

「建築物応急危険度判定」については、新潟市など4市において、計2,053棟を調査し、この内、212棟が危険判定となっております。

「被災宅地危険度判定」については、糸魚川市など3市において計172か所を調査し、この内、79か所が危険判定となっているところです。

「公共土木施設被害状況」については、土木部関係の公共土木施設として、河川や道路など計40か所に被害が出ています。また、新潟市を除く、市町村管理の道路や下水など計15か所の被害が確認されています。県と合わせて、合計55か所となっています。なお、この数字は1月29日時点のものであり、今後、精査により変更が生じることもあります。

被害発生から1か月経過しましたが、現在、年度内に国の災害査定を受けるべく、準備を進めています。また、今後も施設の早期復旧に取り組むとともに、被害者向けの公営住宅の提供など、被災者支援にも努めてまいります。

(日本建設業連合会北陸支部)

弊社は中央区万代にありますが、幸いにも今回の地震による被害はありませんでした。しかし、西区の液状化が著しく、場所によって全然違うというイメージがありますが、それは地盤の違いということによるものなのかをお教えて下さい。

(新潟県)

現在、土木学会などいろいろなところで調査が進められていますが、一般論では、海側になりますが、元々埋め立て地であった場所や、地下水位の高い砂丘列の一番末端側に被害が集中しているという報告は受けております。国交省で提供されている液状化危険度マップが以前からあり、その中で危険度の高いところや元々地下水位が高いところ、昭和39年の新潟地震において液状化の履歴があった箇所などを中心に被害が起きていると思っています。

(日本建設業連合会北陸支部)

1月1日に地震が発生し、日建連としては、国土交通省の要請に基づいて復旧作業にあたっているところです。今回は石川県での災害でしたが、石川県との連携を取ることが当初は難しかったということがあり、少し混乱したところがありました。今後、もしも新潟県でもこのような災害があった際は、関係機関との連携調整を図っていただきますようご検討いただければと思っています。

イメージアップにつきましては、先ほどから話がありましたように、給料が良い、休暇が取れるということは当たり前のことだと思いますが、それに、希望が持てる、カッコイイを加えた新4Kは、逆に言うと、私たちがきちんと「建設業は社会を支える事業を行っている」ということを示していかなければいけないと常々思っています。現場見学会も件数を増やししながら、土木だけではなく建築も含めて企画していきたいと思っておりますので、発注者様のご協力をお願いします。

本日は有難うございました。

以 上